各 位

本店所在地 東京都港区東新橋一丁目9番1号 会 社 名 ソフトバンクグループ株式会社 (コード番号9984 東証第一部) 代 表 者 代表取締役会長 兼 社長 孫 正義

繰延税金負債の取り崩し及び繰延税金資産の計上に関するお知らせ

当社は、2018年3月期の連結決算において、繰延税金負債の一部を取り崩すとともに繰延税金 資産を新たに計上しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 繰延税金負債の取り崩し及び繰延税金資産の計上の内容

米国において 2017 年 12 月に税制改革法が成立したことにより、2018 年 3 月期の連結決算において、Sprint Corporation (以下「スプリント」)で繰延税金負債を 776,945 百万円 (期末日の為替レートで換算)取り崩しました。また、法人所得税が 815,059 百万円減少しました。詳細は以下のとおりです。

(1) 連邦法人税率の引下げ

2018年1月1日より連邦法人税率が35%から21%に引き下げられました。これにより、2013年のスプリント買収時に従来の税率を前提に計上していた同社のFCCライセンスなどに係る繰延税金負債の一部550,093百万円を取り崩しました。また、法人所得税が584,026百万円減少しました。

(2) 繰越欠損金の使用期限の撤廃

2018 年1月1日以降に開始する事業年度に発生する繰越欠損金の使用期限が撤廃されました。 スプリントの事業年度は4月から開始するため、同社においては2018 年4月1日以降発生する 繰越欠損金の使用期限が撤廃されることになります。

これによりスプリントでは、解消時期が未確定の FCC ライセンスなどに係る将来加算一時差異を、将来減算一時差異を活用できる課税所得とみなせることとなったため、従来は繰延税金資産を認識していなかった将来減算一時差異の一部について回収が見込めることとなりました。これに伴い繰延税金資産 226,852 百万円を計上しました(繰延税金負債と相殺)。また、法人所得税が231,033 百万円減少しました。

2. 当社の業績に与える影響

上記の繰延税金負債の取り崩し及び繰延税金資産の計上による業績への影響については、本日 (2018年5月9日)公表の「平成30年3月期決算短信 (IFRS) (連結)」をご参照ください。